

令和4年5月26日
みどり33推進担当部
公園緑地課

世田谷区立身近な広場条例の一部を改正する条例

1 改正理由

新たに世田谷区立シモキタ雨庭広場を設置するため、世田谷区立身近な広場条例の一部を改正する。

2 改正内容

条例「別表第1」に、次のように加える。（参考図は別添のとおり）

(名 称)	(位 置)
世田谷区立シモキタ雨庭広場	世田谷区代沢五丁目34番11号

3 施行予定日

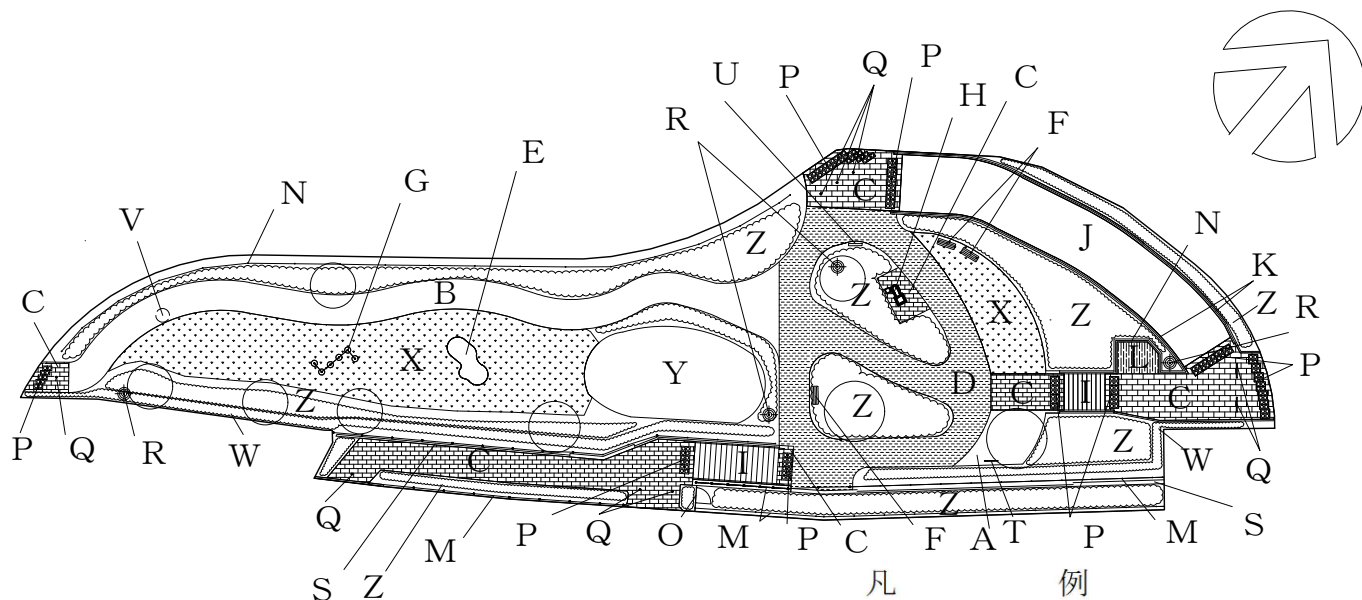
令和4年7月31日より施行予定

4 条例改正新旧対照表

別紙のとおり

(参考) 世田谷区立シモキタ雨庭広場

世田谷区代沢五丁目34番11号 面積 1,321.29㎡



0 10 20 m

凡 例

記号	名 称	数 量
A	ダ ス ト 舗 装	14.0 m ²
B	透水性アスファルト舗装	173.0 m ²
C	インターロッキング舗装	117.0 m ²
D	コンクリート舗装	118.0 m ²
E	築 山	1 箇所
F	ベ ン チ	3 基
G	幼 児 用 遊 具	1 基
H	水 飲 み	1 基
I	階 段	2 箇所
J	ス ロ ー プ	1 箇所
K	手 す り	50.7 m
L	屋 外 デ ッ キ	1 箇所
M	フ ェ ン ス	106.2 m
N	ガ ー ド パ イ プ	58.2 m
O	門 扉	1 基
P	点 字 ブ ロ ッ ク	24.4 m
Q	車 止 め	9 基
R	公 園 灯	4 基
S	コ ン ク リ ー ト 擁 壁	60.8 m
T	制 札 板	1 基
U	案 内 板	1 基
V	防 火 貯 水 槽	1 基
W	生 垣	66.0 m
X	芝 生	150.0 m ²
Y	レ イ ン ガ ー デ ン	1 箇所
Z	植 栽	1 式

案内図



世田谷区立身近な広場条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前								
<p>○世田谷区立身近な広場条例 平成7年3月10日条例第19号</p> <p style="text-align: center;">改正</p> <p style="text-align: center;">平成7年6月21日条例第45号 ～省略～ 平成30年3月6日条例第36号 平成31年3月5日条例第17号 <u>令和4年 月 日条例第 号</u></p> <p>世田谷区立身近な広場条例 ～省略～</p> <p>附 則</p> <p>1 この条例は、平成7年4月1日から施行する。 ～省略～</p> <p>附 則（平成31年3月5日条例第17号）</p> <p>1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。</p> <p>2 この条例による改正後の世田谷区立身近な広場条例の規定は、平成31年4月1日以後の使用に係る使用料及び占用に係る占用料について適用し、同日前の使用に係る使用料及び占用に係る占用料については、なお従前の例による。</p> <p style="text-align: center;"><u>附 則（令和4年 月 日条例第 号）</u> <u>この条例は、令和4年7月31日から施行する。</u></p> <p>別表第1（第4条関係）</p> <p>1 世田谷地域</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">名称</th> <th style="width: 50%;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">～省略～</td> <td style="text-align: center;">～省略～</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 北沢地域</p>	名称	位置	～省略～	～省略～	<p>○世田谷区立身近な広場条例 平成7年3月10日条例第19号</p> <p style="text-align: center;">改正</p> <p style="text-align: center;">平成7年6月21日条例第45号 ～省略～ 平成30年3月6日条例第36号 平成31年3月5日条例第17号</p> <p>世田谷区立身近な広場条例 ～省略～</p> <p>附 則</p> <p>1 この条例は、平成7年4月1日から施行する。 ～省略～</p> <p>附 則（平成31年3月5日条例第17号）</p> <p>1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。</p> <p>2 この条例による改正後の世田谷区立身近な広場条例の規定は、平成31年4月1日以後の使用に係る使用料及び占用に係る占用料について適用し、同日前の使用に係る使用料及び占用に係る占用料については、なお従前の例による。</p> <p>別表第1（第4条関係）</p> <p>1 世田谷地域</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">名称</th> <th style="width: 50%;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">～省略～</td> <td style="text-align: center;">～省略～</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 北沢地域</p>	名称	位置	～省略～	～省略～
名称	位置								
～省略～	～省略～								
名称	位置								
～省略～	～省略～								

改正後		改正前	
名称	位置	名称	位置
～省略～	～省略～	～省略～	～省略～
世田谷区立桜上水三丁目 広場	東京都世田谷区桜上水三丁目4番 4号	世田谷区立桜上水三丁目 広場	東京都世田谷区桜上水三丁目4番 4号
<u>世田谷区立シモキタ雨庭 広場</u>	<u>東京都世田谷区代沢五丁目34番11 号</u>		
世田谷区立下代田児童遊 園	東京都世田谷区代沢一丁目23番9 号	世田谷区立下代田児童遊 園	東京都世田谷区代沢一丁目23番9 号
～省略～	～省略～	～省略～	～省略～
～省略～		～省略～	